

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び現況測量）
- 二 測量の地域 奈良市八条大安寺地域
- 三 測量の期間 令和四年七月十五日から令和五年三月二十五日まで